

2017年1月18日

## 植物由来プラスチック・合成繊維を対象に含む商品類型における 認定基準の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の概要

エコマークでは、植物由来プラスチック・合成繊維に関して2014年から調査を行い、2015年4月に「エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取扱いについて」を取りまとめた。その取扱いでは、量産化されており、かつ環境負荷低減効果が確認できた、ポリエチレン（PE）、ポリエチレンテレフタレート（PET）、ポリ乳酸（PLA）の3種類を対象としていた（エコマークでは、植物の栽培などの段階まで含んだ環境負荷低減効果を個別に判断することとしている）。

この度、ポリトリメチレンテレフタレート（PTT）についても、事業者から上記と同様に環境負荷低減効果に関する資料が提出されたため、対象となる商品類型の認定基準に関し、部分改定を行うこととした。

### 2. 対象となる商品類型

- ・ No.103 「衣服 Version3.2」
- ・ No.104 「家庭用繊維製品 Version3.2」
- ・ No.105 「工業用繊維製品 Version3.1」
- ・ No.112 「文具・事務用品 Version2.0」
- ・ No.128 「日用品 Version1.18」
- ・ No.130 「家具 Version2.0」
- ・ No.140 「詰め替え容器・省資源型の容器 Version1.10」
- ・ No.143 「靴・履物 Version1.5」

### 3. 部分改定について

- 1) 改定日：2017年2月1日

## 2) 部分改定箇所 (赤線部分を追加、見え消し部分を削除)

### ■ No.103「衣服 Version3.2」、No.104「家庭用繊維製品 Version3.2」、No.105「工業用繊維製品 Version3.1」

(以下は、No.103 の例)

#### 4. 認定の基準と証明方法

##### 4-1.環境に関する基準と証明方法

##### 4-1-1.主環境要件に関する基準と証明方法

(2) 製品全体の総質量（繊維部分質量）における、バイオベース合成ポリマー含有率が 10% 以上であること。かつ、製品全体の総質量（繊維部分質量）に占める植物由来合成繊維の質量割合が 25%以上であること。ただし、防寒衣料については、表 3 を満たすこと。なお、小付属またはプラスチック部品などの樹脂材料に植物由来プラスチックを使用する場合には、その植物由来プラスチック（原料樹脂）分を植物由来合成繊維として、バイオベース合成ポリマー含有率および植物由来合成繊維の質量割合の計算に計上してもよい。

植物由来合成繊維は、~~PET~~繊維、~~PET~~繊維、またはPLA 繊維、またはPTT 繊維を対象とし、使用される植物由来プラスチック（原料樹脂）は、以下①および②の要件を満たすこと。

- ① 植物原料の栽培から植物由来プラスチック（原料樹脂）製造までのサプライチェーンを把握していること。各工程は別表 1 のチェックリストに適合すること。
- ② 植物由来プラスチック（原料樹脂）について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量（CO<sub>2</sub>換算）が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント（LCA）によって確認していること。なお、排出量の増加分を信頼性のあるカーボン・オフセット（グリーン電力の購入など）によって相殺している場合も、本項目に適合するものとする。

表3 個別製品における要件（省略）

【証明方法】 省略

### ■ No.112「文具・事務用品 Version2.0」、No.130「家具 Version2.0」

(以下は、No.130 の例)

※ 用語の定義に対象樹脂を記載しているため、以下を変更する。(基準項目は変更なし)

#### 3. 用語の定義

植物由来プラスチック	植物を原料とするバイオベース合成ポリマーからなるプラスチック。 なお、本認定基準では、 <del>ポリ乳酸(PLA)</del> 、 <del>ポリエチレン(PE)</del> <u>および</u> 、 <u>ポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリ乳酸(PLA)およびポリトリメチレンテレフタレート(PTT)</u> を対象とする。
------------	---

■ No.128 「日用品 Version1.18」

3. 用語の定義

植物由来プラスチック	植物を原料とするバイオベース合成ポリマーからなるプラスチック。 なお、本認定基準では、 <del>ポリ乳酸(PLA)</del> 、ポリエチレン(PE) <del>および</del> 、 <del>ポリエチレンテレフタレート(PET)</del> 、 <del>ポリ乳酸(PLA)</del> <u>およびポリトリメチレンテレフタレート(PTT)</u> を対象とする。
------------	---

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

C.プラスチック

(17) 植物由来プラスチックを使用する製品は、以下a～cの全ての要件を満たすこと。なお、植物由来プラスチックは、~~PET~~、~~PET~~および、~~PLA~~およびPTTを対象とする。

- a. プラスチック中のバイオベース合成ポリマー含有率が25%以上であること。
- b. 植物原料の栽培から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーンを把握していること。各工程は別表2のチェックリストに適合すること。
- c. 植物由来プラスチック(原料樹脂)について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。なお、排出量の増加分を信頼性のあるカーボン・オフセット(グリーン電力の購入など)によって相殺している場合も、本項目に適合するものとする。

【証明方法】(省略)

E.繊維

(27) 植物由来合成繊維を使用する製品は、以下a～cの全ての要件を満たすこと。

- a. 繊維部分の総質量における、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。かつ、繊維部分の総質量に占める植物由来合成繊維の質量割合が25%以上であること。なお、植物由来合成繊維は、~~PET~~繊維、~~PET~~繊維および、~~PLA~~繊維およびPTT繊維を対象とする。
- b. 植物原料の栽培から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーンを把握していること。各工程は別表2のチェックリストに適合すること。
- c. 植物由来プラスチック(原料樹脂)について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。なお、排出量の増加分を信頼性のあるカーボン・オフセット(グリーン電力の購入など)によって相殺している場合も、本項目に適合するものとする。

【証明方法】(省略)

■No.140「詰め替え容器・省資源型の容器 Version1.10」

F. 植物由来プラスチックを使用したPETボトル（容器）

H. 植物由来プラスチックを使用したプラスチック製容器包装

※ 用語の定義に対象樹脂を記載しているため、以下を変更する。（基準項目は変更なし）

3. 用語の定義

植物由来プラスチック	植物を原料とするバイオベース合成ポリマーからなるプラスチック。 なお、本認定基準では、 <del>ポリ乳酸(PLA)</del> 、 <del>ポリエチレン(PE)</del> <del>および</del> <u>ポリエチレンテレフタレート(PET)</u> 、 <u>ポリ乳酸(PLA)</u> <del>および</del> <u>ポリトリ メチレンテレフタレート(PTT)</u> を対象とする。
------------	--

■No.143「靴・履物 Version1.5」

(以下は、No.143Bの例)

3. 用語の定義

植物由来プラスチック	植物を原料とするバイオベース合成ポリマーからなるプラスチック。 なお、本認定基準では、 <del>ポリ乳酸(PLA)</del> 、 <del>ポリエチレン(PE)</del> <del>お よび</del> 、 <u>ポリエチレンテレフタレート(PET)</u> 、 <u>ポリ乳酸(PLA)</u> <u>および</u> <u>ポリトリメチレンテレフタレート(PTT)</u> を対象とする。
------------	--

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

(2) 甲部または底部の主要材料が、以下のaまたはbの要件に適合していること。

a.耐屈曲性、耐摩耗性、引張強さ、引裂強さ、あるいは伸びなどの強度に関連するい  
ずれかの項目について優れている。

b.表1のいずれかの材料を使用し、基準配合率を満たしている。

表1 甲部または底部の主要材料における基準配合率

材料区分	材料名	基準配合率(質量%)
繊維	未利用繊維、反毛繊維	10%以上
	ポリマーリサイクル繊維、 ケミカルリサイクル繊維	40%以上 繊維由来リサイクル繊維は 25%以上
	無漂白綿、酸素系漂白綿（過酸化水素、 オゾンなど） かつ、蛍光増白剤の使用がない (表2-1も満たすこと)	70%以上

	オーガニックコットン、 オーガニックコットン（転換期） （注1参照）	30%以上
	植物由来合成繊維 （PET、PE、PLA、PTTを対象とする）	25%以上 かつ、バイオベース合成ポリマー含有率10%以上
プラスチック	再生プラスチック	20%以上
	植物由来プラスチック （PET、PE、PLA、PTTを対象とする）	バイオベース合成ポリマー含有率25%以上
ゴム	再生ゴム	20%以上
木材	間伐材、廃木材、低位利用木材、廃植物繊維	100%

（注 1）オーガニックコットンはトレーサビリティが取れており、申込製品または申込製品の製造事業者が直接供給を受ける糸や生地について、認証機関による証明が可能なものであること。オーガニックの要件は EC 規則、USDA/NOP（米国農務省 National Organic Program）または IFOAM（国際有機農業運動連盟）認定プログラムなどと同等の基準要件に従ったものとし、転換期のオーガニックコットンも含む。

（注 2）人工皮革、合成皮革に上記材料を使用する場合は、繊維の基準配合率を適用する。

## 解 説

### 「衣服 Version3」、 「家庭用繊維製品 Version3」、「工業用繊維製品 Version3」（共通）

改定 2017 年 2 月 1 日

#### (1) 植物由来合成繊維の使用 【A-1、A-2、B-2、F-2】

植物由来合成繊維については、石油由来の合成繊維を代替し、原料分の石油資源が削減されることから、リサイクル繊維と同様に省資源の選択肢の一つとして新たに評価対象として加えた。基準内容は、「エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取扱いについて」（2015 年 4 月 1 日公表）に沿って、環境負荷低減効果が定量的に評価できるよう、PET、PE、PLA を対象として、製品中のバイオベース合成ポリマー含有率、植物由来合成繊維の質量割合、植物原料の栽培から植物由来プラスチック（原料樹脂）製造までのトレーサビリティ、植物由来プラスチック（原料樹脂）のライフサイクルアセスメント（LCA）に関する項目を設定した（項目の詳細は「エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取扱いについて」を参照）。その後、事業者からの PTT 繊維の追加に関する提案を受けて、基準審議委員会で審議した結果、2017 年 2 月には上記取扱いを改定し、PTT を追加することとした。

※ 他の商品類型の解説については、上記 No.103～No.105 と同様に変更する。

以上